

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る関西電力（株）の工場立入結果
2. 日時：令和4年6月29日 13時10分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
高須統括監視指導官、菊川管理官補佐、小林主任監視指導官、山中原子力運転検査官、林原子力規制専門員
関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）
原子力事業本部 原子力発電部門 保守管理グループチーフマネジャー他6名

5. 要旨

- (1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、関西電力から6月6日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。
 - 令和4年5月25日に新たに判明した不適切行為について、その内容を確認するため、6月20日に三菱電機赤穂工場へ立入を行った結果、三菱電機から受けた報告内容と相違なかった。
 - 本不適切行為は、交流耐電圧試験において、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC規格）で規定された試験時間よりも短い時間又は規定された試験電圧よりも低い電圧で試験を実施していたものであるが、電気設備技術基準で要求されている試験方法により要求されている試験電圧及び試験時間以上で試験が実施されており、不適切行為が行われた変圧器は電気設備技術基準で要求される水準以上の絶縁性能を有している。
 - 変圧器の耐電圧の設計は十分な裕度を持たせていること、毎年実施している変圧器内部の油分析において異常がないこと、日常の巡視・点検にて設備の健全性を確認しており、現時点で不具合が発生していないことから、安全性に影響はないと考えている。
- (2) 原子力規制庁から、新たな事実が判明した場合には報告することを要請した。

6. 提出資料

資料：三菱電機製変圧器における不適切行為に対する関西電力の確認状況について

以上